

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011函第52号	
事故等種類	座洲	
発生日時	平成23年9月19日（月、祝日） 05時40分ごろ	
発生場所	北海道サロマ湖第2湖口（オホーツク海側）付近砂浜 北海道佐呂間町所在の浜佐呂間港北防波堤灯台から真方位003° 3.2海里付近 （概位 北緯44° 08.8′ 東経143° 55.9′）	
事故等調査の経過	平成23年12月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	遊漁船 第十八栄峰丸、5トン未満（長さ11.00m）	
船舶番号、船舶所有者等	200-12790北海道、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁のため、平成23年9月19日05時00分ごろサロマ湖内の佐呂間町浜佐呂間漁港を出港した。</p> <p>船長は、オホーツク海の釣り場に到着してすぐにパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を使用するつもりであり、パラアンカーのトイーングローブを船尾のたつにつなぎ、パラアンカーを船尾甲板上に置いたプラスチック製かごに入れた状態で航行していた。</p> <p>本船は、サロマ湖の第2湖口を通過してオホーツク海に達したところ、風、波共に強まってきたので、船長は遊漁を断念して浜佐呂間漁港に帰航を始めた。</p> <p>本船は、第2湖口の東方付近まで達した頃、高波を避けようとして大きく左転したところ、パラアンカーが船尾甲板上のかごから落ち、海中に落下して展張したため、パラアンカーに引きずられて流され、05時40分ごろ湖口付近の砂浜に乗り揚げた。</p> <p>船長及び釣り客3人は、自力で本船から砂浜に降り、船長が海上保安部に通報した。</p> <p>本船は、後日、陸上から重機により引き揚げられた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波向 南東、波高 約1.5m、潮汐 上げ潮中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、サロマ湖第2湖口付近を航行中、船尾のたつにつないでいたパラアンカーが海中に落下したことから、展張したパラアンカーにより引きずられて流され、第2湖口付近の砂浜に乗り揚げ</p>

		<p>たものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、パラアンカーをプラスチック製かごに入れ、ロープで固縛するなどの措置を講じずに航行していたことから、左転した際の船体傾斜によりパラアンカーが海中に落下し、展張したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、サロマ湖第2湖口付近を航行中、船尾のたつにつないでいたパラアンカーが海中に落下したため、展張したパラアンカーにより引きずられて流され、第2湖口付近の砂浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パラアンカーを船体につないだ状態で航行しないこと。</li> <li>・パラアンカー等の船内積載物については、ロープで固縛するなどの落下防止措置を講じること。</li> </ul>	